

シニア職になった方（短時間勤務職コースを除く）

2023年5月
日本郵政共済組合

【注意】コース転換後3か月（4月～6月）の共済掛金額について

2023年4月から各種シニア〇〇職（短時間勤務職コースを除く）となる方の標準報酬月額及び共済掛金額は、4月～6月の3か月間の給与の平均に応じ、2023年7月から見直されます。

一旦退職し、翌日付で改めて採用される再雇用シニア〇〇職（短時間勤務職コースを除く）の方と異なり、2023年4月時点では、標準報酬月額及び掛金額は変更されませんのでご注意ください。

⇒ コース変更により、給与が大幅に下がった場合であっても、

3か月間は共済掛金額が下がりにませんのでご承知おきください！

（例）各種シニア〇〇職（短時間勤務職コースを除く）へのコース転換後の共済掛金額					
年月	給与	【定年延長】 シニア〇〇職		【再雇用】 再雇用シニア〇〇職	
		標準報酬月額	掛金額	標準報酬月額	掛金額
2023年3月	520,000円	530,000円	80,936円	530,000円	80,936円
2023年4月	180,000円	530,000円	81,630円	180,000円	27,723円
2023年5月	260,000円	530,000円	81,630円	180,000円	27,723円
2023年6月	260,000円	530,000円	81,630円	260,000円	64,689円
2023年7月	260,000円	260,000円	40,045円	260,000円	40,045円

※ 共済掛金額は短期掛金、介護掛金、厚生年金保険料、退職年金分掛金の合計です。
※ シニア〇〇職の例において、2023年3月と4月の掛金額の差が生じているのは、短期掛金率及び介護掛金率の変更によるものです。
※ 再雇用シニア〇〇職となる場合、2023年4月に「資格取得時決定」を行います。4月当初は固定的給与のみで仮に算出するため、6月給与支給時に精算されます。

【照会先】

共済掛金に関すること：日本郵政共済組合共済センター TEL:0120-97-8484（コールセンター）
給与支給に関すること：お勤め先の給与ご担当様へご連絡ください。